

名古屋市教育委員会臨時会

平成28年2月10日

午後5時00分

教育委員会室

議 事

日程1 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

出席者

梶 田 知 委員長

福 谷 朋 子 委 員

小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員5名 ※傍聴者なし

(梶田委員長)

それでは、ただ今から教育委員会臨時会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第1「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。また、会議録につきましても、議会に上程されるまでの間に限り非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第1は議会上程までの間、非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後5時03分終了

名古屋市教育委員会臨時会

平成28年2月10日

午後5時00分

教育委員会室

議 事

日程1 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

出席者

梶 田 知 委員長

福 谷 朋 子 委 員

小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員5名 ※傍聴者なし

(梶田委員長)

ではこれより、議事日程第1「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

日程第1「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

これは、国の制度改正に伴い、多子世帯及びひとり親世帯等への負担軽減を拡充するものです。なお、拡充部分については、教育委員会規則で定めるものとします。

拡充の内容といたしましては、市民税所得割額77,100円以下の世帯や市民税非課税世帯等について、現行では小学校3年生までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃する

とともに、ひとり親世帯等について、市民税所得割額77,100円以下の世帯は第1子の授業料を減額・第2子以降の授業料を無償化いたします。

施行期日は、平成28年4月1日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(梶田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

特にご意見もないようですので、「名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について」につきましては、原案どおりでご異議なしとお認めしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(梶田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

これで、本日予定の案件は全て終了いたしました。

教育委員会臨時会を終了いたします。

午後5時3分終了